

High School Human Rights

(高校人権教育通信 第 3 1 号) 令和 2 年 (2020 年) 1 月 31 日

発行 長野県教育委員会事務局 心の支援課

発行人 松村 明 (心の支援課長)

MAIL kokoro@pref.nagano.lg.jp

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」(平成 20 年 文部科学省)には「個別的な人権課題」の一つとして「H I V感染者・ハンセン病元患者等」「アイヌの人々」が取り上げられており、これらの人権課題も時機を捉えて効果的に学習を進めていくことが求められています。最近の動向に注目して、適切な教育実践を積極的にしてください。

「ハンセン病」を正しく理解しましょう

最近の動向

- 政府は熊本地裁におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決を受け入れその後、内閣総理大臣が談話を発表(令和元年7月12日)
「患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」(談話の一部)
- 「ハンセン病に関する教育の実施について(通知)」(令和元年8月30日付文部科学省)
⇒ 各学校へ通知済み(令和元年9月6日付元教心第173号)
- 伊波敏男さん(※)が沖縄に帰郷(令和元年12月)
※2000年から長野県内で人権教育の講師を数多く務めた当事者(ハンセン病回復者)。
- 来年度、長野県でハンセン病全国交流集会(「第16回ハンセン病市民学会全国交流集会 in 長野」)が開催予定(令和2年5月16~18日)

ハンセン病とは

- らい菌による感染症だが、感染しただけで発病する可能性は極めて低い。
- 発病した場合であっても、現在は治療方法が確立している。
- 遺伝病でないことも判明している。

ハンセン病の歴史

- ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないが、日本では古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきた。
- 「らい予防法の廃止に関する法律」(平成8年施行)により隔離政策が終了した後も、療養所入所者の多くは社会復帰が困難な状況にある。
 - ・長期間にわたる隔離によって、家族や親族などとの関係が絶たれた。
 - ・入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得なかった。

ハンセン病に関する人権問題

- 国が行った施設入所政策(隔離政策)が多くのハンセン病患者の人権に対する大きな制限・制約となった。
- 一般社会において厳しい偏見、差別が存在してきた。

「当事者及び家族からは、人権教育への高い期待が寄せられている」

(ハンセン病元患者の国家賠償請求訴訟や家族訴訟の弁護団共同代表 徳田靖之弁護士)



学校での取組に当たって



ハンセン病の向こう側

長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。
ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。
それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。
この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろう。

政府はハンセン病元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、啓発資料などによる啓発活動を推進しています。厚生労働省は中学生向けのリーフレット及び指導資料(左はその表紙の一部)を発行しており、疾患の概要、歴史、偏見・差別助長の原因などが分かりやすく説明されています。高校でも十分活用できます。

〔 厚労省 HP よりダウンロードが可能です。〕

<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>

◆指導のポイント◆

- ◎生徒たちに「ハンセン病問題の本質を伝える」
- ◎生徒たちと共に考え、行動するきっかけをつくる

ハンセン病問題は誰にとっても「無関係」ではありません。偏見や差別のない社会を実現するためには自分自身に向き合い、課題を問いかけ、自分の人権感覚を見つめ直すことが大切です。学校でこのテーマを通して生徒たちと話し合い、共生のための行動を始めるきっかけにすることが大切です。

授業の展開例

- ①ハンセン病について知る ⇒ 「悲しい歴史があるんだね」「現状も厳しいね」
- ②自分の生き方やあり方を見つめ直す
⇒ 「自分にもハンセン病患者を差別する心があるかもしれない」
「ハンセン病とは関係ないけど、さっき友だちが嫌がる言葉をかけてしまった」
- ③具体的な態度や行動に移してみる
⇒ 「部落差別の問題など、他の人権課題についても調べてみます」
「困ったり悩んだりしていそうな友だちがいたら、自分から声をかけてみます」



「アイヌの人々」の誇りが尊重される社会の実現をめざして

最近の動向

- 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ民族支援法)が成立(平成31年4月)
 - ・初めてアイヌを「先住民族」と明記。
 - ・アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指す。
 - ・「アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること」という附帯決議が国会でなされている。
 - ・アイヌ民族博物館(北海道白老町)が、民族共生象徴空間「ウポポイ」(大勢で歌うことの意味)としてリニューアルされる。(令和2年4月)

学校での取組に当たって

アイヌの人々の文化や伝統の保存・伝承は不十分な現状があり、また、アイヌの人々の経済状況や生活環境等にも課題が残り、偏見や差別の問題があります。

こうした中で、私たちはアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する観点から学習する必要があります。総合の時間や特別活動のほか、地歴・公民科等において丁寧に取り上げてください。

